

## 1. 測定対象設備等の情報

用途	型式・名称	製造業者、販売業者又は輸入業者の名称
ワイヤレスマイク	WY-1	記載なし

測定対象設備が送信する周波数 : 536-675MHz

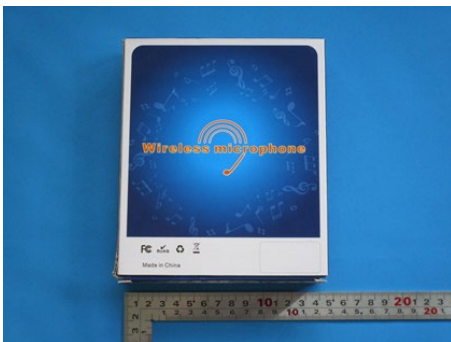
測定対象設備が用いる変調方式 : FM

## 2. 測定対象設備に適用する規則

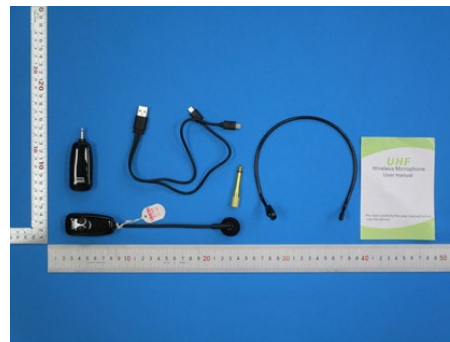
無線設備規則第49条の16

## 3. 測定対象設備等の写真

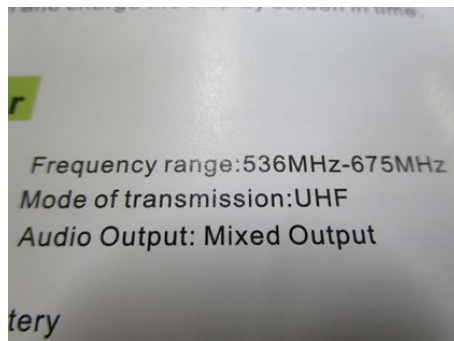
(ア) 設備本体 (正面)



(イ) その他内容物



(ウ) 電波の型式・周波数等の記載



## 4. 測定

### 4-1 測定実施項目

- 変調周波数 (無線設備規則第 49 条の 16 第四号)

### 4-2 測定結果

変調周波数 (無線設備規則第49条の16 第四号)

変調周波数は、20,000Hz以内であること。

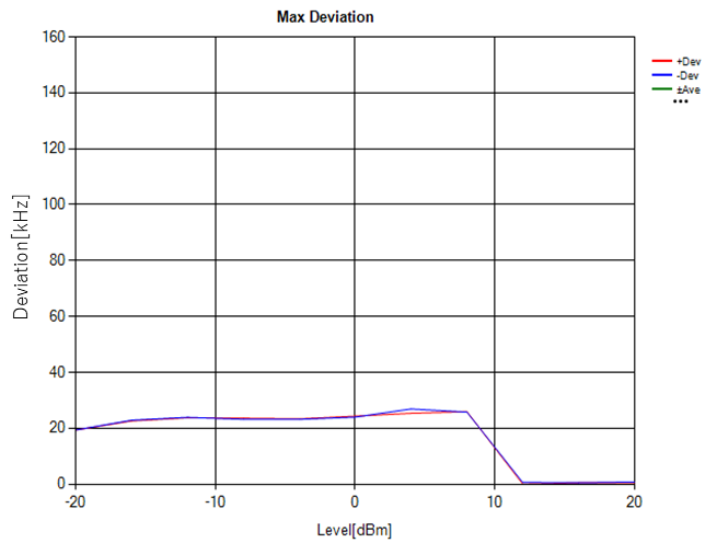
判定方法 :

20,000Hz以上の変調周波数を加えて、周波数偏移があることを確認した。

このことから変調周波数は20,000Hzを超えるものと判定した。

結果 : 不適合

[ Max Deviation ]	Mod 22kHz
Test Item	Value Unit
Plus	25.92 kHz
Minus	26.88 kHz
Average	26.40 kHz



#### 4-3 試験結果のまとめ

測定項目	判定
変調周波数 (無線設備規則第 49 条の 16 第四号)	不適合

#### 備考

上記2. 測定対象設備に適用する規則については、当該設備の送信周波数に割り当てられている無線システムのうち可能性のある無線システムの技術基準について確認した。なお、測定した同型式の2台のうち1台のパッケージには“Frequency range 600-900MHz”との表記があったが、実際にはもう1台の送信周波数と同じであることを確認しており、測定結果も同様の結果が得られたことから同一機種として判断した。

※なお、発射する電波の強さは、電波法施行規則第6条第1項に規定する著しく微弱の基準に適合しないことを確認している。